

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：志賀地区指定棚田振興協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

志賀地域の棚田（範囲については、別添1のとおり。）

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

- ・耕作放棄の発生防止及び削減

協定農地及び協定農地周辺のため池等の整備を行い、川子沢棚田及び八森棚田、田中棚田の不作付地0.94haの削減を目指す。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

令和11年度までに志賀地域の棚田で作付けした水稲について棚田米としての28.2tを出荷し、販売額9,408,000円を目指す。

#### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

学生等を対象とした農作業体験及び地域住民との交流を目的とした農村交流イベントを開催し、年間40名程度の参加者を確保する。

### 3 計画期間

認定の月～令和12年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### （1）指定棚田地域振興活動の内容

##### ① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止、削減

中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落協定の構成員が中心となり、ため池の泥上げや法面農地等の草刈り、畦畔の維持補修を行い、水稲や果樹等を作付けることで不作付地の削減を図る。

##### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進

志賀地域の棚田で作付けした水稲について、棚田米のパッケージをデザインし、ブランド化を図るとともに、市内でオープン予定の子ども向け施設内の産直等で販売するなど販路を拡大する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興  
市内の小学生等を対象として、野菜等の収穫体験イベントを開催する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない団体や又は個人は、協議会の活動を支援することができる。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

志賀地区指定棚田振興協議会は、志賀集落協定、農業者、農業者団体、地域住民、岩沼市等で構成。

参加者の名称又は氏名については、下記のとおり。

No.	協議会に参加する者	役職等
1	志賀集落協定代表者	会長
2	志賀集落協定副代表	副会長
3	志賀の郷保全会代表	会長
4	志賀町内会長	
5	宮城県自然保護員	
6	岩沼市産業振興課	

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項

なし